

## 公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援制度登録企業募集要項

公益財団法人川之江奨学会では、地場産業を支える人材となる学生の地元での就職を促進するため、本奨学会から貸与を受けた奨学生が、本制度に登録した企業（以下「登録企業」という。）に就職した場合に、奨学金の返還を登録企業が支援する制度を開始します。

つきましては、本制度の趣旨に賛同し、奨学生の就業及び奨学金の返還をご支援いただける企業を募集いたします。

### 1. 目的

登録企業に本奨学会の奨学生が就職した場合に返還を支援する制度を設けることで、地元定着やUターン就職の促進を図ることを目的としており、採用難における人材の確保が期待されます。

### 2. 対象企業

本制度の登録対象となる企業は、次のとおりです。

- (1) 公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援制度支援対象者募集要項に定める支援対象者の採用を予定しており、四国中央市内に主たる事業所を有する企業であること。ただし、本制度を利用した各年度における採用予定人数については、登録企業が各年度毎に決定するものとする。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う企業でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項若しくは第5項に規定する営業を行う企業又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託する企業でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされている企業でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業でないこと。
- (7) 労働関係法規等の法令に違反している企業でないこと。
- (8) その他、本制度の信頼を損なうおそれのある企業でないこと。

### 3. 対象となる奨学金

公益財団法人川之江奨学会

### 4. 支援制度の内容

#### (1) 支援金の額

支援対象者が貸与を受けた奨学金全額（一部返還している場合は、その残額）

## (2) 支援の方法

奨学金全額を奨学金総貸与月数で除した額を、支援対象者が登録企業に就業後一定期間（貸与を受けた年数と同期間）で、毎月または年度毎に返還していただきます。支援対象者に係る納付書を登録企業に送付しますので、教育総務課または郵便局での納付をお願いします。支援対象者が当該期間を経過する前に離職したり、本制度の辞退申し出があった場合は、退社日または辞退日の属する月までの金額を返還していただくこととなります。

なお、残存額については、支援対象者が残存期間（貸与を受けた期間の2倍の期間）内で返還するものとします。

## 5. 登録の要件

公益財団法人川之江奨学会の奨学金の貸与を受けている高校・大学・短大・専門学校等を令和4年（2022年）3月以降に卒業又は修了予定の者を正社員として採用し、本制度の認定を受けた支援対象者に代わり本奨学会へ返還を行うことを確約できること。支援対象者から本制度の認定申請を受けた場合には、速やかに承認を行い、奨学金の返還手続を行うこと。

## 6. 登録手続について

本制度の登録については、奨学会へ次の書類をご提出ください。

- (1) 公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援制度登録企業申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの。）

## 7. 登録企業の周知について

登録企業には登録証を交付し、ホームページ等で周知するとともに、奨学生に随時情報提供いたします。就職活動時に登録企業へのエントリー等、登録企業と連絡を取り合う場合には、川之江奨学会の奨学生で本制度を希望する旨を人事担当者に伝えることとしております。その際に、当該年度における本制度を利用した採用予定の有無等、奨学生にご説明ください。

## 8. 登録の取消事由

次の事由に該当した場合は、登録企業の認定を取り消します。

- (1) 申請内容等に虚偽の記述があったとき
- (2) 「2. 対象企業」、「5. 登録の要件」の各号を満たさないことが明らかになったとき
- (3) 関係法令等に違反するなど、登録企業として著しく不適切であると認められるとき

## 9. 登録の辞退

登録を辞退される場合は、公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援制度登録企業辞退届（様式第6号）をご提出ください。

## 10. 支援対象者からの申請手続

支援対象者から登録企業へ申請があった場合の手続きは、次のとおりです。

- (1) 支援対象者から「奨学金貸与証明書」及び「公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援申請書」（様式第3号）を提出する。
- (2) 「奨学金返還支援申請書」（様式第3号）に登録企業の承認を行い、「在職証明書（様式は問いません）」を作成のうえ、支援対象者へ返却する。
- (3) 支援対象者から本奨学会へ(2)の書類を提出する。

## 11. 問合せ先

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

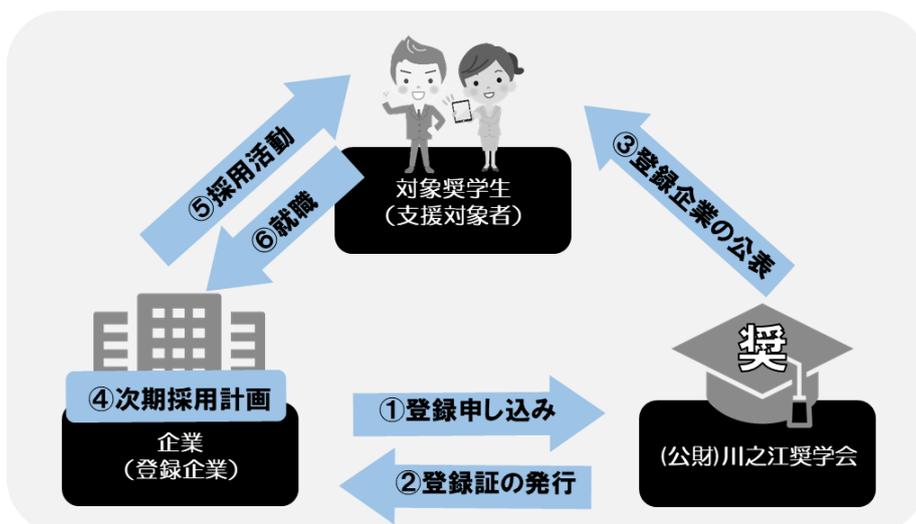
公益財団法人川之江奨学会事務局

（四国中央市教育委員会 教育総務課内）

TEL：0896-28-6044 FAX：0896-28-6060

E-mail：kawanoe-shougaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

### ■ 企業登録、奨学生採用までの流れ



No.	どこからどこへ	内容	必要書類等
①	企業 → 奨学会	登録の申込 ・趣旨に賛同いただける場合は、事前に申し込みが必要です。	・申込書（様式第1号） ・誓約書（様式第2号） ・履歴事項全部証明書
②	奨学会 → 企業	登録書の発行	・登録証
③	奨学会 → 奨学生	登録企業の公表 ・随時ホームページで公表 ・奨学生全員に毎年登録企業一覧の送付	
④	企業	次期（次年度）採用計画等の検討・決定 ・本制度を利用した採用予定の有無、人数等の検討・決定	
⑤	企業 → 奨学生	採用活動 ・就職活動時に登録企業へのエントリー等の際に、奨学生より制度利用の希望があった際は、本制度を利用した採用予定の有無等、奨学生に説明してください。	※本制度を利用することが決定した際は、奨学生より奨学会へ申請が必要となります。
⑥	奨学生 → 企業	就職	